

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1
(令和6年3月29日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 訪問系サービス	11
(1) 居宅介護	11
(2) 重度訪問介護	12
3. 日中活動系サービス・療養介護	12
(1) 生活介護	12
4. 施設系・居住支援系サービス	14
(1) 共同生活援助	14
5. 訓練系サービス	18
(1) 自立訓練（機能訓練）	18
6. 就労系サービス	19
(1) 就労系サービスにおける共通事項	19
(2) 就労継続支援A型	23
(3) 就労継続支援B型	23
(3) 就労定着支援	24
7. 相談系サービス	25
(1) 相談系サービスにおける共通事項	25
8. 一部訂正及び削除するQ & A	35
(1) 一部訂正するQ & A	35
(2) 削除するQ & A	35

(2) 就労継続支援A型

(スコア表の生産活動の評価)

問 56 今般の報酬改定により、就労継続支援A型のスコア表の生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する見直しが行われたことにより、就労継続支援A型事業所の事業継続が困難になるのではないか。

(答)

就労継続支援A型は、障害者が自立した生活を営めるよう、雇用による就労機会を提供し、能力向上のために必要な訓練等を行うものであり、こうした支援を安定的に提供する観点から、従来より、指定基準で、生産活動収支が賃金総額を上回るよう求めている。

これは、仮に、生産活動収支が賃金総額を下回っている場合には、適切な支援を行うための報酬が賃金に充てられており、利用者に安定的なサービス提供ができていないとは言えないためである。

こうしたことを踏まえ、令和6年度報酬改定では、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合の評価を厳しくする等の見直しを行ったものであり、引き続き、就労継続支援A型事業所の健全な経営を確保するとともに、障害者が一般就労や自立を目指せるよう、自治体におかれても支援を行っていただきたい。

(3) 就労継続支援B型

(短時間利用減算)

問 57 短時間利用減算の具体的な計算方法如何。また、短時間利用となるやむを得ない理由の具体的内容如何。

(答)

就労継続支援B型における短時間利用減算の取扱いについては、生活介護における取扱いをと同様であるので、以下 Q&A の問 49 から問 52 を参照いただきたい。その際、「5時間未満」とあるのは「4時間未満」と読み替えること。

[「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 \(平成30年3月30日\)」](#)

(目標工賃達成加算)

問 58 目標工賃達成加算の具体的な確認方法如何。

(答)

目標工賃達成加算は、以下のいずれにも該当する場合に対象となる。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1
(平成 30 年 3 月 30 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 共生型サービス	1
(3) 地域生活支援拠点等	6
(4) その他障害福祉サービス等における横断的事項	9
2. 訪問系サービス	10
(1) 居宅介護	10
(2) 重度訪問介護	12
(3) 同行援護	16
(4) 行動援護	18
3. 生活介護、短期入所	18
(1) 生活介護	18
(2) 短期入所	20
4. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、自立生活援助、共同生活援助	21
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	21
(2) 自立生活援助	22
(3) 共同生活援助	24
5. 相談支援	27
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	27
(2) 地域移行支援・地域定着支援	32
6. 障害児支援	33
(1) 障害児支援共通	33
(2) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）	34
(3) 障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援以外）	35
(4) 障害児入所支援	40

(4) 行動援護

(支援計画シート等の作成について)

問48 支援計画シート等に規定の書式はあるのか。

(答)

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、支援計画シート等の様式例をお示しているもので、参照されたい。

3. 生活介護、短期入所

(1) 生活介護

(短時間利用減算①)

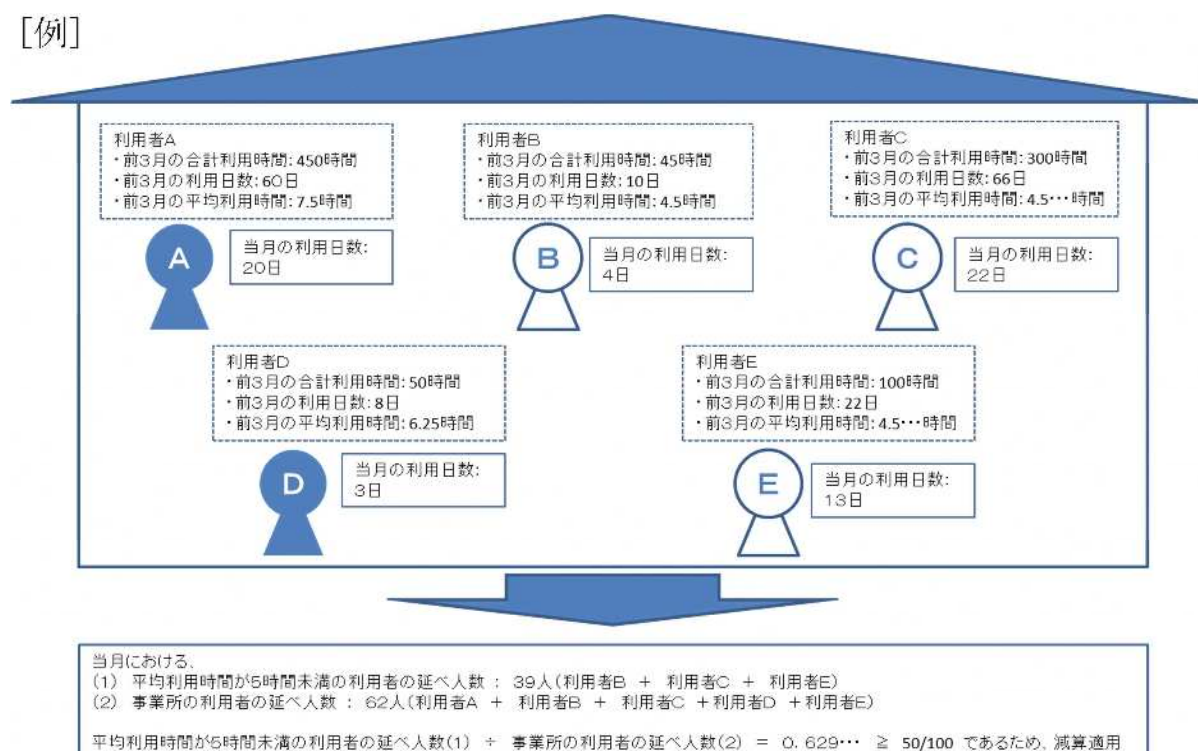
問49 前3月における事業所の利用者のうち、事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者のしめる割合は、具体的にどのように算出するのか。

(答)

以下の方法により、算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用する。

- ① 各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。
- ② 当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

[例]



(短時間利用減算②)

問50 重度の身体障害者や精神障害者は、障害特性や症状、通院や起床介護などの生活パターンなどの理由で、5時間未満の利用になってしまう場合があるが、そのような利用者についても、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定に含むのか。

(答)

例えば、重度の身体障害や精神障害等、障害特性等に起因するやむを得ない理由により5時間未満の利用になってしまう利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いて差し支えない。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であり、市町村においては当該計画等を基に判断されたい。

(短時間利用減算③)

問51 利用時間については、送迎のみを実施する時間は含まれないとされているが、遠方からの利用者で送迎に長時間を要する利用者についても、送迎に要する時間は利用時間に含めないのか。

(答)

遠方からの利用者等、やむを得ず送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が5時間未満の利用者の割合の算定から除いても差し支えない。

(短時間利用減算④)

問52 土曜日やイベントの日など、特例的に短時間の開所としている日については、利用者全員が5時間未満の利用となるが、これらの日についても利用時間の算定に含むのか。

(答)

運営規程に営業時間を明示した上で、特例的に短時間開所の日を設けている場合等については、平均利用時間の算定から外すなど柔軟な取扱いとして差し支えない

(常勤看護職員等配置加算)

問53 常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については、医療的ケアが必要な者に生活介護等を提供したことが要件となるが、これは前年度や前月等の実績から判断するのか。

(答)

開所日ごとに、その日の実績を持って算定の可否を判断すること。